

自転車を利用される皆さんへ

令和8年4月1日から

自転車の違反に 「青切符」が導入されます!

16歳以上の自転車の交通違反に対して、交通反則通告制度(青切符)による取締りが行われることになりました。

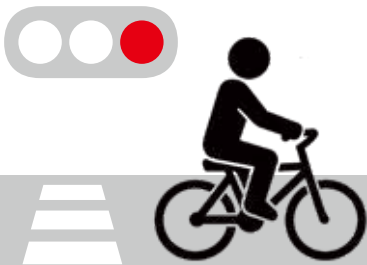
交通反則制度とは、一定の道路交通法違反をした運転手に対して車などと同様に「青切符」による反則告知を行い、各反則行為に定められた反則金の納付を告知するものです。反則金を納付した場合、刑事手続に移行せず、事件が終結される(「前科」はつかない)制度です。

対象となる行為は100種類以上! 悪質・危険な違反が青切符の対象です!

主な自転車の交通違反と反則金額



スマホ「ながら運転」
12,000 円



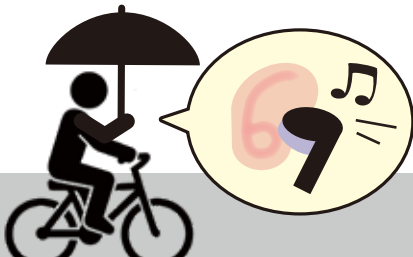
信号無視
6,000 円



逆走・歩道走行
6,000 円



一時不停止
5,000 円



傘差し・イヤホン使用
5,000 円



2台以上で走行
3,000 円

酒酔い運転や重大な事故など、悪質・危険な違反を行った際は従来どおり交通切符(赤切符)等が交付され、刑事罰の対象になります。

自転車利用時は、交通ルールを順守し、安全運転をお願いします。

甲斐市・甲斐市交通対策推進協議会

